

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応		原因者等の動向		地元自治体、住民等の動向		岩手県、環境省等の動向		その他	
S54 (1979)			2/28	三栄化学工業(株)が農事組合法人和平高原開発農場と土地賃貸借契約の締結						
S55 (1980)	5/13	三栄化学工業(株)の一般廃棄物最終処分場設置届出受理	5/8	三栄化学工業(株)が一般廃棄物最終処分場設置届出 ・種類；し尿脱水汚泥 ・場所；田子町大字遠瀬字和平3番地外 ・面積；10,000,000㎡ ・容量；300,000㎥ ・方式；汚泥を堆肥として20～40cm厚で播入覆土(草地に還元)						
	3/19	三栄化学工業(株)に対し農地法第5条の規定による許可	2/20	三栄化学工業(株)が農地法第5条の規定による許可申請(農地又は採草牧草地の転用のための権利移動の制限) ・当事者；農事組合法人 和平高原開発農場 ・当事者；三栄化学工業(株) ・土地；田子町大字遠瀬字和平9(畑 105,645㎡のうち18,000㎡) ・目的；下水道汚泥を処理するための捨場 ・期間；許可日より1ヶ年 ・権利の種類等；賃貸借設定						
S56 (1981)			3/30	三栄化学工業(株)が産業廃棄物処理施設(最終処分場)設置届出 ・種類；汚泥(有害物質を含まない) ・場所；田子町大字遠瀬字和平3番地外 ・面積；1,069,500㎡ ・容量；427,800㎥ ・方式；山間牧草地埋立方式						
	7/23	三栄化学工業(株)に対し産業廃棄物処理業を許可	4/21	三栄化学工業(株)が産業廃棄物処理業許可申請 ・内容；汚泥(有害物質を含まないもの)に係る収集運搬及び最終処分 〔最終処分場〕 ・場所・面積・容量・方式；S56.3.30付設置届出と同様 ・処理能力；200 t / 日						
	7/24	三栄化学工業(株)の産業廃棄物処理施設設置届出受理	2/10	三栄化学工業(株)、産業廃棄物処理施設(最終処分場)使用開始報告書提出			8/10	岩手県が三栄化学工業(株)に対し収集運搬業許可(許可期限なし)		
S61 (1986)			4/23	三栄化学工業(株)役員が隣接地(後の不法投棄現場)を購入						
S62 (1987)	4/16	三戸保健所現地調査 埋立処分場から水の流出を確認 自主水質検査指導			4/16	住民から調査依頼有り ・農業用水路の藻に白いこけ様物が150m附着				
	5/13	三戸保健所立入調査 水質検査結果；排水基準内 2ヶ月ごとの検査を指導								
S63 (1988)	1/11	三栄化学工業(株)に対し産業廃棄物処理業更新許可 ・汚泥(有害物質を含まない)の収集運搬及び最終処分	8/5	三栄化学工業(株)が産業廃棄物処理業更新許可申請						

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応		原因者等の動向		地元自治体、住民等の動向		岩手県、環境省等の動向		その他	
S63 (1988)	2/17	三栄化学工業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 ・燃えがらを追加	2/8	三栄化学工業㈱が産業廃棄物処理業変更許可申請						
H1 (1989)	5/23	三戸保健所が立入調査実施 ・千葉市からのごみを発見 ・ドラム缶は確認できず			5/23	住民2人から苦情有り ・ドラム缶を積んだトラックが出入りしている ・三栄は何のごみを運んでいるのか				
	5/24	厚生省環境整備課に千葉市からのごみについて電話報告								
	5/24	三戸保健所に源新社長を呼び出し ・千葉からのごみの搬入停止と最終処分場の整備を指導								
	5/25	厚生省環境整備課に千葉市からのごみについて報告し、指導を得る								
	5/26	千葉県から千葉市が田子町への搬入停止を決定した旨の報告がある								
	5/29	三戸保健所が現地調査 ・搬入停止を確認								
	6/16	環境保健部長から三栄化学工業㈱に千葉県の一般廃棄物不適正処理に関する厳重注意(始末書及び処理計画書の提出を指示)								
			11/21	三栄化学工業㈱が田子町に対し、千葉市のごみを密閉遮断し、現地処理する旨の承認を求める(800㎡以内)	11/22	田子町、11/21付三栄化学工業㈱からの指導要請に対し、異議ない旨回答	11/24	千葉市長から三栄化学工業㈱あてに適正処理を依頼		
			11/25	三栄化学工業㈱が源新信重に800㎡以内の土地利用承認を求める(同日承認)						
	11/28	環境保健部長通知 ・千葉からのごみは、最終処分場を整備のうえ適正に処理すること	11/30	三栄化学工業㈱が一般廃棄物最終処分場設置届出書提出 ・種類；遮断型 ・面積；800㎡ ・容量；2,400㎡	11/27	田子町長から青森県に対して ・千葉市と処理方針について合意した旨の報告 ・業者に対する指導の依頼				
			1/8	三栄化学工業㈱が一般廃棄物最終処分場使用廃止届出(遮断型；800㎡)						
			1/31	三栄化学工業㈱が一般廃棄物最終処分場使用廃止届出(10,000,000㎡)			2/7	岩手県が三栄化学工業㈱に対し収集運搬業許可(厚生省通知により許可期限を付す)		
H2 (1990)			11/28	三栄化学工業㈱が産業廃棄物処理業変更許可申請(中間処理業を追加)						
H3 (1991)	1/9	三栄化学工業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可 ・事業範囲；中間処理(堆肥化)を追加 燃えがら、汚泥(以上有害物質を含まないもの)と樹皮を混合、堆肥化する ・場所；田子町大字茂市字川倉ノ上11番地 ・処理能力；200 t /日	1/9	三栄化学工業㈱、青森県より中間処理業(堆肥化)の許可を追加取得。規模未滿管理型最終処分場使用開始(同社は、現場において関連会社三栄興業㈱に対して中間処分物を堆肥原料として売却し、三栄興業㈱はそれを特殊肥料として販売することを計画)						
			3/15	三栄化学工業㈱と田子町が産業廃棄物に関する環境保全協定締結 ・対象廃棄物；燃えがら、汚泥(有害物質を含まない) ・対象施設；川倉ノ上11番地内(中間、最終、浸出液処理プラント)、川倉ノ上28番地内(中間、最終のみ)						

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応		原因者等の動向		地元自治体、住民等の動向		岩手県、環境省等の動向		その他	
H3 (1991)							10/5	廃棄物処理法改正(施行: H4.7.4) ・廃棄物処理施設の設置 について、届出制から許 可制に移行 ・特別管理産業廃棄物に ついて、マニフェストの 使用を義務づけ ・収集運搬業と処分業を 区分け		
H4 (1992)			H4こ ろ	源新信重は、平成4年ころから、懸南衛生(株)から出る燃え殻の三栄化学工業(株)受託し、不適正処理を行うようになった。						
H6 (1994)	8/23	三戸保健所立入調査(中間処理施設、最終処分場) ・新たな中間処理施設(堆肥化)を設置 ・穴を掘って汚泥を入れている ・処理後の堆肥らしいものの野積みを確認								
	9/2	三戸保健所立入調査(管理主任立会い) 〔改善指示票交付〕 ・汚泥を撤去し、適正に処理すること ・汚泥は処分場以外で処分しないこと ・原料置き場と製品置き場を区別すること								
	10/20	三戸保健所立入調査 9月2日の指示のうち、汚泥は堆肥化施設で処理すること 〔改善指示票交付〕 ・新たな施設に関し、処分業の変更届けが受理されたのか確認のこと ・特殊肥料生産事業場としての許可を確認のこと ・原料置き場と製品置き場を区別すること								
	1/19	三戸保健所で従業員から聞き取り調査実施 ・二戸市のし尿汚泥を55から月に20～30t受入 ・久慈市から月に20～50t受入 ・4～5年前に三戸地区清掃センターの焼却灰を受け入れた経緯有り ・新施設は1月初旬に15日間使用	1/13	三栄化学工業(株)、新たな中間処理施設について変更届						
	1/20	三戸保健所から三栄化学工業(株)に〔改善指示票交付〕 ・新施設は、変更届が受理されるまで使用しないこと ・これまでの搬入状況を報告すること								
	2/9	三戸保健所立入調査(作業員からの聞き取り) ・1月20日以来、し尿汚泥は搬入していない ・新施設に投入した汚泥は旧施設に移し替えた					2/7	岩手県が三栄化学工業(株) に対して収集運搬業更新 許可及び事業範囲の変更 許可		
	2/28	廃棄物対策室立入調査 〔指導事項〕 ・看板を建てること ・フェンスの設置等により飛散・流出を防止すること ・水処理を徹底すること ・堆肥を施設外に野積みしないこと								
	3/20	三戸保健所立入調査 ・生ごみは確認されなかった ・搬入時間を守るよう指示			3/20	住民からの情報 ・中間処理施設に生ごみ が夜中に搬入されている				
	3/28	三戸保健所立入調査(バックホーによる掘削) ・現場を数ヶ所掘削したが生ごみは発見されず								

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応	原因者等の動向	地元自治体、住民等の動向	岩手県、環境省等の動向	その他
H7 (1995)	<p>5/25 三戸保健所立入調査 ・新施設の看板、囲いの設置を確認 ・堆肥を野積みしないよう指導〔改善指示票交付〕</p> <p>9/22 三戸保健所立入調査 ・汚水の流出は確認されず ・岩手県側で2ヶ所の穴に燃えがらを不法投棄している現場を確認 〔改善指示票交付〕 ・処理施設からの汚水を適正に処理すること ・施設外に不法投棄している廃棄物を撤去し、適正に処理すること</p> <p>10/2 三戸保健所・二戸保健所合同調査 ・源新社長が不法投棄を認める ・9月23～24日で撤去を完了したとの報告有り</p> <p>10/16 三戸保健所、二戸保健所、二戸市、田子町合同調査 ・不法投棄現場一帯11ヶ所掘削調査(汚泥、燃えがら、一般廃棄物数種を発見) ・不法投棄現場奥の沢から採水</p> <p>10/17 及び 19 三戸保健所立ち入り調査</p> <p>11/29 三戸保健所立入調査(5ヶ所採水)</p> <p>12/13 岩手県(本庁、二戸保健所、二戸市)・青森県(本庁、三戸保健所)合同で撤去状況確認調査</p> <p>1/9 三栄化学工業㈱に対し産業廃棄物処分業更新許可 ・中間処理(堆肥化) 200 t / 日 ・最終処分 883m² 2,525m³</p> <p>1/18 三栄化学工業㈱に対し報告徴収(2/14報告)</p> <p>1/29 本庁、三戸保健所立入調査 〔指示事項〕 ・堆肥の販売量、在庫量、木くず購入先等の報告 ・施設内の堆肥の野積みをやめること</p> <p>2/13 本庁・三戸保健所立入調査 ・堆肥置場建設のため、堆肥の移動作業中</p>	<p>12/14 三栄化学工業㈱が産業廃棄物処分業更新許可申請</p>	<p>5/11 田子町が三栄化学工業㈱に対し、二戸市及び久慈市からのし尿汚泥を受け入れることとしたとの回答</p> <p>9/21 住民から電話情報 ・中間処理施設から出た汚水が河川に漏出している ・県外ナンバーのトラックが早朝、夜間にきている ・一般廃棄物が搬入されているのではないか</p> <p>10/18 住民からの情報 ・許可以外のものを夜中に搬入している ・帳簿が二重になっている、と聞いている</p>	<p>9/29 青森県から岩手県に通報 ・三栄化学工業㈱が、搬入された産業廃棄物の一部を岩手県側に埋め立てた</p> <p>11/22 二戸保健所が、三栄化学工業㈱に対して報告徴収</p> <p>12/4 岩手県、三栄化学工業㈱から違反行為を認める報告書を受理</p>	
H8 (1996)	<p>5/30 三戸保健所立入調査 ・堆肥様物の不適正処理を発見(野積み) ・中間処理施設内で許可品目以外のものを確認</p>				

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応	原因者等の動向	地元自治体、住民等の動向	岩手県、環境省等の動向	その他
H8 (1996)	<p>6/6 本庁、三戸保健所立入調査 〔会社側意見〕 ・土地所有者との賃貸借契約を解消したので会社とは関係ない ・このことから、施設以外の場所への立入が不可能となった</p> <p>6/18 三戸保健所 早朝監視(5回)、夜間監視(4回) ~ 10/3 8/21 三戸保健所立入調査</p>				
	<p>9/24 三戸保健所立入調査 ・情報の場所を監視したが確認できず ・中間処理施設に薬品臭の汚泥が投入されていた ・岩手県側への立入はできなかった 〔改善指示票交付〕 ・許可品目以外のものを搬入しないこと ・汚泥であっても堆肥化に適さないものは投入しないこと ・適正管理により堆肥化をスムーズに行うこと ・土地の賃貸借契約を書面にて明らかにし、会社と個人の土地を明確にすること</p>		<p>8/27 田子町が協定に基づく指示 ・堆肥貯蔵施設の概略設計書の提出 ・埋立箇所排水計画書の提出 ・堆肥製造過程の説明書の提出</p> <p>9/17 住民からの情報 ・ラグーンの水が泡立ち、黒い水があふれている ・化学薬品等が不法投棄されている</p> <p>9/19 17日の情報提供者から、調査を催促する電話あり</p> <p>9/24 上記情報提供者が三戸保健所に来所 ・岩手県と青森県にまたがって医療系廃棄物が不法投棄されている</p>		
	<p>11/5 青森県が三栄化学工業(株)に対し事業の全部停止30日間の行政処分(H8.11.11~12.10)</p>		<p>10/2 元従業員からの情報 ・他県の業者と産業廃棄物を搬入している ・作業小屋付近に不法投棄している</p> <p>11/1 元従業員からの情報 ・不法投棄は夜間に行っている ・毎日7~10台の運搬車がきている</p>	<p>11/5 岩手県が事業の全部停止20日間の行政処分(H8.11.11~11.30)</p>	
	<p>11/11 本庁及び三戸保健所で早朝・夜間監視の実施及び定期監視の強化 早朝監視；5回 夜間監視；7回 定期監視；30回 (以上の監視からは不法投棄の事実確認できず)</p>			<p>11/11 二戸保健所の職員が、収集運搬業の停止期間中、数回、現場及び周辺を立入検査し、作業を行っていないことを確認</p>	
		<p>2/13 三栄化学工業(株)が産業廃棄物処分業変更許可申請・動植物性残さ追加(有害物を含まないもの)</p>	<p>12/3 会社関係者及び住民からの情報 ・毎日トラック7台位で廃棄物を運び込んでいる</p>	<p>H8.12 .1~ H10.1 2.23 二戸保健所職員が、年に数回、事業場周辺環境(沢水等)の調査及び目視の監視を実施</p>	

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応	原因者等の動向	地元自治体、住民等の動向	岩手県、環境省等の動向	その他
H8 (1996)	3/24 三栄化学工業㈱に対し産業廃棄物処分業変更許可 ・動植物性残さを追加(特別管理産業廃棄物を除く)				
H9 (1997)	7/7～10 本庁で夜間監視実施 ・期間中11台のトラックを確認しているが、不法投棄の確認に至らず 12/5 三栄化学工業㈱に対し産業廃棄物処分業変更許可 ・ばいじんを追加(特別管理産業廃棄物を除く)	10/13 三栄化学工業㈱が産業廃棄物処分業変更許可申請 ・ばいじんを追加(有害物を含まないもの)	3/23 住民からの情報 ・茨城県からの産業廃棄物を処理施設以外の場所に埋め立てしている ・許可品目以外のものを夜中に処理している	H9 廃棄物処理法等改正 ・全ての最終処分場が許可対象(令施行; H9.12.1) ・処理施設の設置について、生活環境影響調査の実施等(法施行; H9.12.17) ・全ての産業廃棄物についてマニフェストの使用を義務づけ(法施行; H10.12.1)	
H10 (1998)	5/18 八戸保健所で現場周辺の沢水等を調査したが異常なし 6/16 八戸保健所で田子町役場が採取した水を検査 ・pH中性 ・臭いもなし 7/2 本庁で立入調査 規模未満最終処分場の区画確定及び残余容量調査を実施したが異常なし 9/9 八戸保健所で水質調査 放流水調査の結果(H11.3.15)、油分が排水基準と同じ 9/10 県農林部が三栄化学工業㈱に対して肥料取締法に基づく立入調査		4/20 住民からの情報 ・白濁した排水が河川に流出している (近日中に調査することとした) 5/8 事業場排水についての苦情有り 6/16 住民からの情報 ・白濁した排水が河川に流出している (田子町役場で、4日、9日、13日に採水) 11/9 不法投棄監視員から、排水が茶褐色、水泡、悪臭がする、との報告	4 三栄興業㈱が、岩手県農政部に肥料取締法に基づく特殊肥料製造を届出 12/24 岩手県農政部から岩手県生活環境部に対して、特殊肥料生産業者の届出をしている三栄興業㈱について現地調査したところ、堆肥原料が野積み状態で環境汚染のおそれがあるとの相談、情報提供 1/7 二戸保健所職員が三栄興業㈱を現地調査	

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応	原因者等の動向	地元自治体、住民等の動向	岩手県、環境省等の動向	その他
H10 (1998)	1/10 県農林部から廃棄物対策課に情報提供 ・三栄化学工業(株)が生産していた堆肥は肥料というより廃棄物の形状 ・臭いは、堆肥というより、鼻をさすような異臭			1/12 二戸保健所が、三栄興業(株)に対して報告徴収 1/28 二戸保健所が三栄興業(株)からの報告書を受理。 「約450円/tで三栄化学工業(株)から汚泥、燃え殻、バークを混合したものを購入し、堆肥化する。現在までに実績なし。」との回答 H11.1 ～ 二戸保健所が、岩手県農政部の情報提供に基づき、現地調査及び報告徴収等を行い、以降、継続的に調査、監視を行う中で、不法投棄が疑われたことから、岩手県警に通報	
H11 (1999)	4/21 本庁、八戸保健所、岩手県、二戸保健所で立入調査 ・周辺調査の結果、3系統の汚水の流出を確認 ・放流水の検査結果に基づき改善措置を講ずるよう指導 (業者改善計画書を保健所に提出；H11.5.26) 6/11 本庁、八戸保健所で事業場排水等の周辺調査実施 7/12 事業者が県立会のもとに水質検査を実施したが異常なし 10/20 八戸保健所で放流水の水質検査を実施したが異常なし 11/30 岩手・青森県警察合同捜査本部は廃棄物処理法違反として強制捜査 両県合同立入検査、合同水質検査 水質検査(3地点採水)、B地点：鉛(0.011mg/L)が環境基準を超過 廃棄物分析(RDF様物1検体分析)、普通産廃に該当		4/19 会社関係者からの情報 ・事業場内で不法投棄している ・県が立入調査をするので証拠を隠滅している	4/15 二戸保健所職員が現地調査。三栄化学工業(株)の門扉は施錠されていたが、ダンプにより運んできた汚泥の埋立をしている状況を周辺から確認 6/3 二戸保健所が岩手県二戸警察署に対し、三栄化学工業(株)、三栄興業(株)の不適正処理事例を情報提供 7/9 岩手県警察本部と岩手県生活環境部との連絡会議で、三栄化学工業(株)、三栄興業(株)の不適正処理事例を情報提供 9/9 岩手県警察本部が内偵し、三栄化学工業(株)に搬入されているRDF様廃棄物を採取。夜間に不法投棄を確認。 10/15 岩手県が青森県へ情報提供 ・県境付近で不法投棄の疑いがあるので岩手県警は近く強制捜査にはいる模様	

青森・岩手県境不法投棄事案の経緯(年表)

1. 大規模不法投棄事案の発覚まで〔昭和55年度～平成11年度〕

年度	青森県の対応		原因者等の動向		地元自治体、住民等の動向		岩手県、環境省等の動向		その他	
H11 (1999)	12/3	三栄化学工業㈱に対し報告徴収 てん末(経緯、場所、廃棄物の種類ごとの性状等) 原状回復計画					12/3	二戸保健所が、三栄化学工業㈱に対して報告徴収		
	12/16	警察の要請を受け現場測量					12/13	二戸保健所が三栄化学工業㈱からの報告書を受理。「当社は一切関係していない。三栄興業㈱である。」との回答		
			1/5	三栄化学工業㈱から12/3付報告徴収に対する報告 ・当該場所は許可を得ている産業廃棄物最終処分場の一部である			12/14	二戸保健所が、三栄興業㈱に対して報告徴収		
	1/17	三栄化学工業㈱に対し報告徴収 産廃最終処分場設置届出書(S56)及び産廃処理業変更許可申請書(H元.2)の埋立地の地名・地番 埋立処分した産業廃棄物の種類・量等	1/19	三栄化学工業㈱から1/17付報告徴収に対する報告 ・1/5付報告のとおり ・関係書類が二戸警察署にあり、廃棄物の量について把握できない			12/22	二戸保健所が三栄興業㈱からの報告書を受理。「廃棄物ではない、堆肥である。」との回答		
							2/7	岩手県が三栄化学工業㈱に対し、産業廃棄物収集運搬業の更新許可		